

亀山市公告第 88 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 6 項の規定により、次の決算を公表する。

なお、「別冊」は省略し、亀山市総務財政部総務課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和 4 年 10 月 12 日

亀山市長 櫻井 義之

- ・令和 3 年度亀山市一般会計歳入歳出決算 別冊
- ・令和 3 年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算 別冊
- ・令和 3 年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算 別冊
- ・令和 3 年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算 別冊
- ・令和 3 年度亀山市水道事業会計決算 別冊
- ・令和 3 年度亀山市工業用水道事業会計決算 別冊
- ・令和 3 年度亀山市公共下水道事業会計決算 別冊
- ・令和 3 年度亀山市病院事業会計決算 別冊